

年末の交通安全県民運動

★ 静岡県年末の交通安全県民運動

《 実施期間 》 令和5年12月15日(金)～31日(日)までの17日間

《 目的 》 県民一人一人が、安全を第一に考え、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る

《スローガン》安全をつなげて広げて事故ゼロへ

《 運動の重点 》

- 1 歩行者と自転車の安全確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 3 飲酒運転等危険運転の根絶

《静岡市の年間テーマ》

自分自身と相手を守る交通ルールとマナーの徹底

～人も車も自転車も～



第六十二号 (年末号)

交通安全通信

～地域安全センター～
 スルガ自動車学校
 〒424-0204
 静岡市清水区興津中町 522-1
 フリーダイヤル 0120-017-120

しずおか自転車事故防止

3つの柱+One

1の柱

こうさてん
交差点では、周りに
きをつけて！



いちじていしほしよ
一時停止場所では、
しっかり停まろう！

2の柱

いそがず、
ゆっくり走ろう！



3の柱



アシスト自転車の
特性を理解しよう！

+One

～令和5年7月1日から、

原付

はこのように分類されました。～



原動機付自転車

このように
分類されています！

免許必要

免許不要

免許不要

一般原動機付
自転車

法定速度
30Km/h以下

特定小型
原動機付自転車

法定速度
20Km/h以下
(車道等走行)

最高速度表示灯
緑色点灯

特例特定小型
原動機付自転車

法定速度
6Km/h以下
(歩道走行)

最高速度表示灯
緑色点滅

特定小型原動機付自転車

最高速度が20kmを
超えないなどの
基準があります

車道通行が原則

ヘルメットを
着用しましょう

警音器
前照灯
方向
指示器
最高速度
表示灯



「特定小型原付」のルールは・・・

- ・運転免許は不要、16歳未満は運転禁止。
- ・走行中に最高速度の設定を変更することはできない。
- ・オートマチック・トランスミッション(AT)機構であること。
- ・16歳未満の者に特定小型原付を提供してはならない。
- ・電動機の定格出力0.6Kw以下
- ・ナンバープレート必要、自賠責加入(任意保険も)
- ・走行場所は車道、自転車道、自転車専用通行帯
- ・信号無などの交通違反は反則告知の対象となるほか
- ・17種の危険行為を繰り返すと「安全講習」の対象。(講習関係～3時間:6,000円)

あんぜんおうだん しずおか安全横断

みっつ はしら 三つの柱

1の柱 横断する意思表示をしよう

2の柱 安全確認をしてから横断しよう

3の柱 横断中も確認しよう

信号無視で横断する



横断禁止場所を渡る



車の直前直後の横断



横断歩道以外の所を渡る



道路を斜めに横断する



飲酒運転を絶対に

しない。させない。許さない。

清水警察署 交通課
交通安全教育係 金岩係長

今年も残りわずかとなり、ご家族の方などお酒を飲む機会が増えるのではないのでしょうか。今年にはコロナ禍で会えなかった友人や会社の仲間でお酒を飲む機会も増えてきています。皆さんも、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな。」という言葉を聞いたことがあると思います。当たり前の言葉ですが、とても大切な言葉であり、当然守るべきことです。

しかし、残念なことですが、今も飲酒運転による悲惨な事故やひき逃げ事件が後を絶たず、ニュースなどで見える機会も多いと思います。悪質なドライバーによる交通事故により、罪の無い人が命を奪われる。

そんなことはあってはいけません。飲酒運転をした人達に理由を尋ねると

「ちよつとだけなら・・・」、「バレなければいい」、「自分だけは大丈夫」、「タクシードや代行代がもったいない」、「最初からそのつもりだった」など、まだ運転したことがない皆様でも自分勝手な安易な考えだとよく分かります。

結果、軽い気持ちでハンドルを握ってしまい、お酒を飲んだ状態では、正しい判断ができなくなり、判断力の低下、集中力の低下、発見の遅れなど、様々な悪影響を及ぼし、死亡事故率は通常の事故に比べ約九倍となっています。また事故を起せば、懲役又は罰金、運転免許の取り消しや逮捕されて氏名が公表されるなど、本人のみならず、ご家族や周りの人に与える影響もはかり知れません。

皆さんもご家族や周りの方と「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」を合言葉に運転する人だけでなく皆で注意し、飲酒運転が無い社会を皆で作っていきましょう。



今年も残りわずかとなり、ご家族の方などお酒を飲む機会が増えるのではないのでしょうか。今年にはコロナ禍で会えなかった友人や会社の仲間でお酒を飲む機会も増えてきています。皆さんも、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな。」という言葉を聞いたことがあると思います。当たり前の言葉ですが、とても大切な言葉であり、当然守るべきことです。

【118番の日】

(海上保安庁)

118番は、海上での事件や事故の緊急通報用電話番号で海上保安庁では西暦二〇〇〇年から運用を開始しています。毎年一月一八日を「118番の日」として制定し広く国民の皆様周知しています。

●118番について 118番に電話をすると、すぐに海上保安庁につながります。

電話には海上保安官が応答しますので、落ちて着いて質問に答えてください。また、GPS機能付きの携帯で電話をすると、自動で現在の位置を海上保安庁に知らせることが出来ます。位置が判れば短時間で救助できる確率が高まります。

●釣り中の事故発生 先日

も釣りをしていた方が亡くなる事故が発生しました。当時は風が強く吹き、波も高く、岸壁に波が打ち付けるような状況でした。この危険な中、釣りをしようとしていたところ、大きな波に浚われ、海に落ちてしまいました。

この方は救命胴衣を着用しておらず、おぼれてしまい、残念ながら亡くなってしまいました。

●救命胴衣の着用を！

清水海上保安部では、この交通安全通信を通じて様々なことを皆さんに呼びかけています。

「海辺で遊ぶときは

救命胴衣を着用する」

救命胴衣は「海のシートベルト」のようなものです。みなさんがもし海に落ちてしまった時、救命胴衣を着用していれば、助かる可能性が高くなります。海辺で遊ぶときは救命胴衣を着用し、マリネジャケットを着用してください。



救命胴衣を着用する